

公告第 23 - 10 号

令和 5 年 10 月 31 日

G E 健康保険組合

理事長 佐々木 愛子

(公 印 省 略)

【公告】任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額について、下記のとおりお知らせいたします。

記

令和 6 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和 5 年 9 月 30 日における当健康保険組合の平均標準報酬月額 656,602 円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額 650,000 円（35 等級）

この適用年月日は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日とする。

以上